

「第49回岩槻城址公園桜まつり」出店募集要項

第49回岩槻城址公園桜まつりに出店する団体を募集します。出店を希望される事業者及び団体の皆様は、この募集要項をよくお読みいただき、内容をご確認のうえ、ご応募ください。

申し込み内容に不備がある場合、受理できないことがありますので、提出前に内容をよくご確認ください。

募集開始から当日までのスケジュール

1月14日（水）	出店団体募集・受付開始
1月28日（水）	申込締切
2月6日（金）まで	出店者決定通知
2月20日（金）	(1)さいコイン申し込み締切 ※未登録事業者のみ (2)臨時出店届提出 ※営業許可を持たない飲食出店者 必要により衛生管理計画
3月28日（土）	岩槻城址公園桜まつり

※スケジュールは変更となる場合があります。

桜まつりホームページ：<https://visitsaitamacity.jp/events/9>

■実施概要

1 趣旨

桜の名勝である岩槻城址公園を広く市内外に紹介するとともに、観光資源として桜まつりを開催し観光客の誘致を図り、観光振興事業の活性化に寄与する。

2 名称

第49回岩槻城址公園桜まつり

3 主催

公益社団法人さいたま観光国際協会

4 後援

さいたま市、さいたま商工会議所、公益財団法人さいたま市公園緑地協会
東武鉄道（株）、埼玉高速鉄道（株）、国際興業（株）

5 開催日時

令和8年3月28日（土）10：00～16：00

※雨天決行（一部中止）

6 会場

岩槻城址公園（岩槻区）

7 事業内容

（1）3月19日（木）～3月29日（日）

菖蒲池周辺において協賛提灯の点灯（18：00～21：00）

露店の出店（10：00～21：00）

（2）3月28日（土）10：00～16：00

開催セレモニー、琴演奏、野点【有料】、推奨土産品の販売、緑の基金、
フリーマーケット、キッチンカー、城址園内観光ガイドツアー

物品販売、啓発活動 他

※内容及び時間は変更となる場合あり

8 広報PR

（1）さいたま市報、地域情報誌等に情報掲載

（2）ポスター、チラシの作成・配布

（3）東武鉄道・埼玉高速鉄道の各駅にポスターの掲示

（4）観光協会ホームページに情報掲載

9 その他

昨年度来場者数 3,000人

■募集資格・販売品目の条件等

1 出店日時

令和8年3月28日（土）10：00～16：00

2 出店場所

岩槻城址公園（さいたま市岩槻区）

3 出店資格

（1）開催趣旨に賛同する事業者及び団体であるとともに、販売を行う場合は、「さいたま市みんなのアプリ（さいコイン・たまポン）」を利用した決済に対応できる事業者及び団体

※さいたま市内に店舗または事業所がある場合は加盟店登録が必須となります。市内に店舗または事業所のない場合は出店決定後に臨時の加盟店登録を

行なっていただきます。

「さいたま市みんなのアプリ」の詳細は、以下のURLをご覧ください。

<https://www.home.saitama-tsunagu.com/>

※「さいたま市みんなのアプリ」の加盟店になるためには、1ヶ月程度の期間が必要です。余裕を持ってお申し込みください。

※決済手数料及び振込手数料等は各出店者の負担となります。

※応募多数の場合は主催者で選考（抽選等）を行いますが、以下に該当する団体を優先する場合があります。

- ・さいたま観光国際協会会員
- ・さいたま市内の事業者及び団体
- ・さいたま市内を活動拠点としている事業者及び団体

(2) 反社会的勢力やこれに準ずるものと関係がない事業者及び団体

(3) その他、主催者が特に認める事業者及び団体

4 飲食物の提供を行う場合の注意点等

(1) 臨時出店届の提出

出店に伴う臨時出店届は、主催者が一括して行います。一部の出店者の提出が遅れると、ほかの出店者の書類も提出することができないため、提出期限は必ずお守りください。なお、期限までに提出がないときは、出店を取り消す場合があります。

(2) 現場調理を伴う飲食物の販売

安全の観点から、原則、以下の表に掲げる食品を、1出店者につき1品目提供してください。

提供可能な食品

分類	食品の名称（例）
煮物類	おでん、煮込み、汁物、玉こんにゃく
焼き物類	肉類の焼き物、魚介類の焼き物、焼き餅、野菜類の焼き物、焼き餃子、フランクフルト、ピザ、カステラ、焼きだんご、焼きまんじゅう、煎餅、今川焼、ホットク、ローストナッツ
揚げ物類	フライドポテト、コロッケ、揚げ餃子、揚げもんじゃ、フライ、ゼリーフライ、唐揚げ、みそポテト、天ぷら、揚げドーナツ、揚げまんじゅう、カレーパン、チュロス、揚げパン、ドッグ
蒸し物・ゆで物類	野菜類の蒸し物、野菜類のゆで物、みそ田楽、蒸し餃子、水餃子、蒸しまんじゅう、蒸ししゅうまい
たこ焼き・お好み焼き類	たこ焼き、お好み焼き、もんじゃ焼き、チヂミ
麺類	ラーメン、かけそば、かけうどん、焼きそば、焼きうどん
あめ類	べっこうあめ、果実あめ、カルメ焼き
ポン菓子	ポン菓子

ポップコーン	ポップコーン
かき氷	かき氷
果実チョコ	果実チョコ

さいたま市保健所 “行事に伴う食品の臨時出店に係る取扱要領”

※提供直前に加熱調理をする食品を提供してください。生もの（刺し身・牡蠣（中心部まで加熱したものは除く）・生野菜サラダ等）、サンドイッチ類、自家製漬物などの提供はできません。

※表に掲載のない食品を提供する場合や複数の品目を提供する場合は、事前に主催者である（公社）さいたま観光国際協会までご相談ください。

なお、表に掲載のない食品を提供する場合や複数の品目を提供する場合は、保健所への提出書類（「出店者リスト」と「食品の取り扱い方法（調理工程等）」）に加えて「衛生管理計画」を提出していただきます。

（3）現場調理を伴わない飲食物の販売

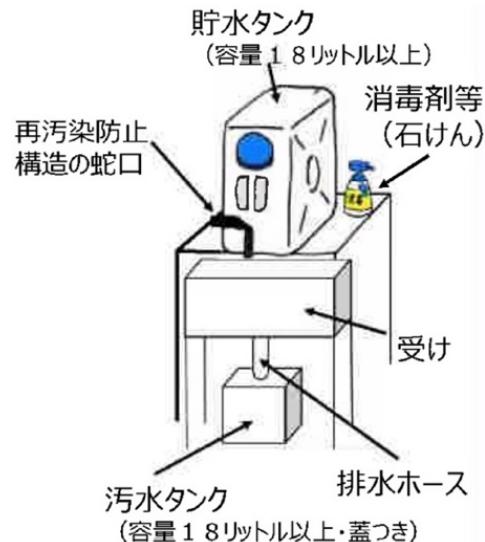
包装既製品は、許可を得ている製造所（菓子製造業、そざい製造業、乳製品製造業、食肉製造業等）で加工調理・包装されたものを未開封のまま販売してください。会場外（許可を受けた施設）で調理を行い販売する食品は、すべて包装し、食品表示ラベル（原材料名・製造者名、消費期限・アレルギー物質等）を表示してください。

※現場調理を伴わない場合は、複数の品目を販売いただけます。

（4）注意事項等

- ・現場調理を行なう場合は、3方囲いを行なうことが必須となるため、販売面側を除く左右後ろの3方向の横幕は解放しないでください。
- ・仮設テントで可能な調理は、「焼く」「煮る（温める）」「揚げる」「蒸す」「ゆでる」等の最後の一工程のみとなります。そのため、食材のカット・ダシをとる・串を打つなどの仕込み行為はできません。
- ・食品保存基準に則って、食品を冷蔵庫または冷凍庫で保存を行なう必要があります。冷蔵、冷凍庫が準備できない場合は、氷や保冷剤を入れたクーラーボックスを活用してください。なお、温度計を設置し、常に温度が適正であるか、確認できるようにしてください。
- ・火器、発電機を使用する場合は、4型以上の粉末消火器を常備してください。また、複数のコンロを土台にして使用する行為は火災の危険性を高めるリスクがあるため、当イベントでは不可とします。ガスコンロやガスフライヤーなど、裸火の火器をテーブル等の卓上に設置する場合や、テントの横幕に近い位置に設置する場合など、可燃物との離隔距離が十分に取れない場合は、火器との間に耐火ボード（防火スレート板など）を設置してください。

- ・発電機を使用する場合は予め燃料を満タンにし、ガソリン使用機器は取扱説明書に従い留意事項を厳守のうえエンジン稼働中の給油は絶対に行なわないでください。給油の際は火気から十分に離れた場所で携行缶開栓前にエア抜きを行なってください。ガソリン貯蔵には金属製の容器を使用し蒸気が流失しないよう密栓するとともに貯蔵・取り扱いを行なう際は火気や高温部から離れた直射日光の当たらない通気、換気の良い場所としてください。
- ・飲食物の提供を行う場合、図のような手洗い設備（タンク・バケツなどの受け・石鹼の3点で1セット）をベース内に設置することが必須となります。タンクの容量は18リットル以上のものとし、開催時間中はテント内の常時使用できる場所に設置してください。



- ・会場には給水設備がありません。
- ・主催者では、会場管理の不備やイベント運営上のミス等により、来遊者等第三者の身体・生命を害し、または財物を損壊した場合に備え、賠償責任保険に加入しますが、PL保険（生産物賠償責任保険）には加入しません。集団食中毒の発生、表示ミス等による販売や商品トラブルの発生などで、商品購入者への補償、商品回収等で多額な費用がかかった場合においても、主催者は一切関知しませんので、飲食物の提供を行う場合は各自PL保険に加入してください。
- ・繰り返し多数の飲食イベントに出店している場合には「営業」とみなされ、保健所から食品衛生法に基づく営業許可の取得を求められる場合があります。

5 その他

- ・来場者の駐車場所確保のため駐車場は関係者駐車場をご利用ください。なお、近隣の商業施設への駐車及び周辺道路への路上駐車は、絶対に行なわないでください。
- ・会場内はすべて禁煙です。
- ・政治・宗教の勧誘活動、募金、寄付活動は厳禁です。
- ・主催者の指示に従っていただけない場合は、退店していただくことがあります。なお、その際、出店料は一切返金いたしません。

- ・イベント当日、会場内の模様を撮影し、次年度のチラシやホームページ等に掲載したり、報道機関などに提供したりする場合があります。
- ・出店にあたり、消防法・食品衛生法等の法令遵守にご協力のほどお願いいたします。

■出店料・募集小間数・基本仕様

1 出店料

(1) 各種販売行為または営業活動での出店

観光協会会員：50,000円（税込）

一般 : 55,000円（税込）

(2) 日々の活動の展示や啓発等

観光協会会員：30,000円（税込）

一般 : 35,000円（税込）

※出店決定者には、決定通知とともに請求書を発行します。請求書に記載されている口座へ所定の期日までにお振り込みください。なお、振込手数料は出店者様にご負担いただきます。

※出店料は、チラシの作成・会場設営等の費用に充当するため、荒天、自然災害、ウイルス性感染症の流行、その他主催者の責に帰することができない事由により、開催を中止することがありますが、中止となった場合でも返金はできません。また、出店者事情によるキャンセルの場合につきましても返金は行いません。

2 募集小間数

1 区画

※主催者から出店を依頼している団体があります。予めご承知おきください。

3 基本仕様

以下の備品等が出店料に含まれます。

備品名等	規 格	数量	備 考
ベース【2間×3間】	W3,600mm×D5,400mm	1張	白幕3方囲い
長机	W1,800mm×D450mm	4台	白ビニールクロス付
パイプ椅子	折りたたみ式	5脚	
ごみ処理代		一式	

※基本仕様に電源（コンセント）は含まれません。

※備品の追加はご相談ください。

※処理可能なごみは、食材の入っていたダンボールや発泡スチロール製の容器、業

務用のペットボトル・缶などになります。売れ残った食材や使用済み油などの液体類はお持ち帰りください。なお、判断が難しい場合は、主催者までご相談ください。

■申込方法・申込結果等、問い合わせ先

1 申込方法

令和8年1月28日（水）17：00までに、以下の申込フォームからお申し込みください。

<https://forms.gle/8ddN9wzVjMtjERZh7>



2 申込結果

2月6日（金）までに、メールにてお知らせします。

※出店決定通知後においても、不正行為や申込内容に虚偽があったことなどが判明した場合は、出店を取り消します。

3 出店場所

出店決定後に通知します。

4 問い合わせ

公益社団法人さいたま観光国際協会 観光事業課 イベント事業第3係

担当：遊馬、野島

TEL：048-647-8339（平日9：00～17：45）

FAX：048-647-0126

E-mail：event-iwatsuki@stib.jp